

名古屋市交通局ロゴマークの制定及び使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市交通局（以下「交通局」という。）が、「交通局であること」、「交通局の提供するサービス・商品」及び「交通局の発信する情報」を表現するため、シンボルマーク及びロゴタイプ並びにこれらを組み合わせた名古屋市交通局ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を制定するとともに、使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの意匠)

第2条 ロゴマークの意匠は、別図の「名古屋市交通局シンボルマーク・ロゴタイプデザインマニュアル」（以下「マニュアル」という。）のとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、交通局に属する。

(使用申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ名古屋市交通局ロゴマーク使用申請書（別記様式）を名古屋市交通局長（以下「局長」という。）に提出し、局長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用申請書の提出を省略することができる。

- (1) 交通局を含む名古屋市が使用する場合
- (2) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道目的に使用する場合
- (4) 報道機関以外（機関紙や地域広報紙など）が使用する場合で、局長がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (5) 交通局が構成員である協議会等が使用する場合
- (6) 交通局と連絡運輸契約若しくは共同運行に関する協定を締結した公共交通事業者等が、旅客の運送に関する事業のために使用する場合
- (7) 交通局が実施し、協賛又は後援する事業において交通局の指示により使用する場合
- (8) その他局長が認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、ロゴマークの使用が、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合は、使用申請書の提出を要しない。

(使用基準)

第5条 局長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、使用の適否を決定するものとする。

2 ロゴマークの使用が、次の各号のいずれかに該当する場合は、局長はこれを承認しないものとする。

- (1) 交通局の信用や品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れがある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れがある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用される恐れがある場合
- (6) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
- (7) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (8) 商品化を目的として使用する恐れのある場合
- (9) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する恐れのある場合
- (10) その他、承認することが不相当と認められる場合

3 前項の審査の結果、使用を承認するのが適当と判断した場合は、局長は、使用承認書（別記様式）を交付する。

4 使用承認の期間は、使用の目的を達成するために必要な期間とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) この要綱及びマニュアルを遵守すること。
- (2) 使用の承認を受けた内容のみに使用すること
- (3) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。
- (5) ロゴマークの使用により生じた事故や苦情等に関しては、使用者がその責任のもと必要な措置を講じること。

2 前項の規定は、第3条ただし書きの規定に基づきロゴマークを使用する者にも準用する。

(使用料)

第7条 この要綱に基づくロゴマークの使用は無償とする。

(使用承認の取消等)

第8条 局長は、使用者がこの要綱に定めた事項に違反し、若しくはその恐れがあると認められる場合、又はロゴマークを使用させることが適当でないと認められる場合は、使用承認を取り消すことができる。

2 使用者は、前項の規定により使用承認を取り消された場合、局長の請求に応じて、自己の責任及び費用負担において物品等の使用停止及び回収等の措置を講じなければならない。

(使用の非独占性)

第9条 この要綱による使用承認は、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではなく、また、使用者及び使用対象物について交通局が推奨するものではない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、ロゴマークの使用に当たって交通局又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに交通局にその旨を報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、使用者は、当該賠償について交通局に求償することはできない。

(事務)

第11条 この要綱に関する事務は、名古屋市交通局広報広聴課が行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。